

ご利用ください 「リサイクルプラザ」

リサイクルプラザは、ごみの減量・資源化への取り組みをより一層進めたり、資源の有効利用の啓発を行ったりするための施設です。

リサイクル家具の展示・販売や未使用食器のリサイクルの他、さまざまな催しを開催しています。

○開館時間 午前9時～午後5時

○休館日 月曜日、祝・休日の翌日
※月曜日が祝・休日の場合は開館し、翌日が休館日になります。

○住所 東原二丁目16番10号



リサイクルプラザ

リサイクル家具の展示・販売

リサイクルプラザでは、資源の有効利用の一つの方策として、各家庭から粗大ごみとして出された家具などに補修を施してから展示し、希望者に安価で販売しています（多数抽選）。

◆10月分の購入申込

○抽選・販売日 10月6日（土）午前10時から

○ところ リサイクルプラザ

○対象 営利を目的としない市内在住・在勤・在学者

○申込点数 一人1点

○申込方法 9月22日（土）～10月5日（金）に申込者本人が直接来館（電話・代理の申し込みは不可）

※購入した家具などは各自お持ち帰りください。

担当 リサイクルプラザ ☎046(252)7963 ファク046(252)7964

「無許可」の回収業者にご注意ください

粗大ごみや不要になった電化製品を含む家庭ごみは、市の責任の下で適正に処理する必要があります。

市の許可や委託を受けずに家庭ごみを回収業者が収集することは法律上認められていません。

無許可業者に廃棄物の処分を依頼してしまうと、適正な処理が確認できず、引き取った廃棄物の不法投棄や、有害物質を発生させる不適正処理が行われる恐れがあります。

また、無料回収と宣伝しながら、実際には法外な料金を請求するケースも報告されています。

民間の業者に家庭ごみの処理を依頼するときは、必ず市の許可を受けている業者をご利用ください。

許可業者については担当へお問い合わせください。

担当 資源対策課 ☎046(252)7659 ファク046(252)7616

資源物の持ち去り行為

市では、ご家庭から出された資源物を売却し、適正なリサイクルに努めています。

資源物の持ち去り行為の禁止命令に違反した場合は「座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、20万円以下の罰金を科しています。地域に不審者を招くことがないようにし、持ち去り行為を根絶するために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆資源物の排出は収集日の午前8時30分直前に

持ち去り行為は、収集日前日の夜から当日早朝までの人目の少ない時間帯に集中しています。

この時間に排出される資源物が少なければ、持ち去り行為が難しくなります。

◆持ち去り行為を見掛けたら市へご連絡を

市では、早朝にパトロールを行っていますが、違法行為に厳正に対処するため、情報を収集しています。

持ち去り行為を見掛けたら、時間・場所・車のナンバー・特徴などを確認して、担当へご連絡ください。

◆持ち去り犯へ近づかない・詰め寄らない

持ち去り犯による脅迫などの行為も報告されています。

持ち去り犯に近づくと危険な場合もあるので、安易に近づいたり注意をしたりせず、まずはご連絡ください。

担当 資源対策課 ☎046(252)7659 ファク046(252)7616

最近の消費生活相談事例

事例1 架空請求

電子メールやショートメッセージで「未納料金があります。料金未納の状態がこのまま続く場合は、法的措置を取る。」という内容のものが届いたが、身に覚えがない。

【アドバイス】

最近は、大手通販サイトなど、実在の事業者を語る場合も増えています。

利用していなければ支払わず、誤って連絡した場合には個人的な情報は伝えないでください。

また、コンビニでプリペイドカードなどを購入するよう指示をされる場合もあります。

悪質な請求を受けた場合は証拠を保管し、警察に届け出ましょう。

事例2 副業、もうけ話に注意

「1日数分の作業で高額収入を得られる」と強調された広告を見て連絡した。

高額な契約をすれば副業や投資などで儲けることができるノウハウ(情報商材)を教えると言われ契約したが、実際は説明とは異なり儲けることができない。

【アドバイス】

情報商材は契約前に中身を確認することができません。怪しいときは連絡せず、高額な契約を勧誘されたり、話が違う場合はきっぱりと契約を断りましょう。

市消費生活センター ☎046(252)8490

専門の資格を持つ相談員が、消費トラブルの相談などを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

困ったときや、不明なことは市消費生活センターにご相談ください。

○受付時間 月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(年末年始、祝・休日を除く)

※偶数月第2水曜日は午後のみ。

○相談方法 電話または直接同センター（市役所1階広聴人権課内）へ

担当 広聴人権課 ☎046(252)8146 ファク046(252)0220

広告

**屋根・外壁塗装、防水工事、内装リフォームは
私たちにまかせください!!**



無料診断実施中! 診断・見積りだけでもお気軽にご相談ください。



株式会社 ウスイ建装
〒242-0001 神奈川県大和市下鶴間2791-15
TEL:046-240-1151 FAX:046-240-1152



まずは
お電話を!
電話受付は9時から18時まで。いつも安心の電話対応。
0120-630-831
http://www.usui-kenso.co.jp

ウスイ建装 営業